

平成30年度 第12回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成30年度第12回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成31年3月26日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 7名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰裕 書 記 大松 義彦		
議事録 署名委員	7 田中 正彦 8 清水 正子		
提出議題	議事  議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第61号 非農地証明の申請について 議案第62号 農用地利用集積計画の決定について 議案第63号 農地法関係事務処理ガイドラインの改正について  協議事項 ・平成31年度総会の開催日決定について ・平成31年度の農業委員会合同会議について ・人事異動について		

## 平成30年度第12回江田島市農業委員会総会次第

### 1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第12回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。  
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 近頃はだんだん暖かくなってきましたね。今年も、今年度の総会としては今日が最後です。また、今度、事務局長の松岡さんが異動になりまして、代わりに泊野課長が農業委員会の事務局長になる形になります。新しい体制になりますので、皆で協力して頑張っていきましょう。それでは、泊野課長、一言お願いします。

泊野農林水産課長 はい。先ほど、会長さんから話がありましたように、4月から、併任という形で農林水産課長と農業委員会事務局長を併任することになりました。とはいえ、現段階で何も分からないので、皆さんにいろいろ教えていただきながら、頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

### 2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の指定ですが、本日の議事録署名者につきましては、7番の田中委員と、8番の清水委員を指名いたします。なお、書記に松岡事務局長、奥原書記、久保書記、大松書記を指名いたします。

### 3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局長 いえ、特にありません。

議長 それでは、日程第4の議案第59号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をしてもらいます。お願いします。

### 4 議 事

事務局長 はい。それでは、議案の2ページをお開きください。  
議案第59号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。  
平成31年3月26日提出。江田島市農業委員会会長、大段幸雄。

お手元に、現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしておりますので、併せてご覧ください。

議案の 3 ページをご覧ください。番号 1。贈与人、●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。受贈人、▲▲▲▲。住所、江田島町\_\_\_\_\_。所在地、江田島町秋月\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、869 m<sup>2</sup>。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、657 m<sup>2</sup>。所在地、江田島町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、207 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、331 m<sup>2</sup>。

申請理由は贈与で、贈与人は「市外居住により耕作困難なため、贈与する」。受贈人は「農業経営のため、受贈する」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長

この 1 番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員

江田島町の農業委員の山田です。本申請の農地の確認に、3月19日に事務局と推進委員の向井さんと私で行っております。この申請は、箇所が多いので、図面を見ていただけますでしょうか。最初の案件なのですが、海側になりました、秋月トンネルを出て右側に曲がったところになります。それをしばらくまっすぐ行ったところに、海側に飼料工場がありまして、そのすぐ上が、農地になっております。この農地については、イチジクを植えられておりまして、あとはきれいに整地されております。もう 1 つの農地については、すぐ近くにあるようなのですが、1 部で柑橘が植わっている状態であるようです。しかし、ほとんど荒れた状態になっております。そして、次のページの図面を見ていただきますと、最後の農地の図面が載っております。この農地も秋月トンネルを出て右側にまがって、他の 2 件よりトンネルに近い位置にあります。この農地は、ほとんど現況は山になっております。このまえの農業委員会にも似たような案件が出ていたのですが、災害で下部の部分が崩れておりまして、その上に木が生えております。場所は、この前に非農地で出ていた箇所の近くになります。申請通りですので、許可を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

意見、質問無しの声あり。

議長

無いようでしたら、この 1 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員

異議無しの声あり。

議長

全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お

願います。

事務局長 はい。番号 2。譲渡人、●●●●。住所、能美町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町\_\_\_\_\_。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、田。現況、畑。面積、698 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、528 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、493 m<sup>2</sup>。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、488 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢により耕作困難なため、譲り渡す」。譲受人は「隣接地で会社を経営しており、オリーブを栽培するため、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今事務局が言われた通り、間違いございません。よろしく願います。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、願います。

事務局長 はい。番号 3。譲渡人、●●●●。住所、沖美町\_\_\_\_\_。譲受人、▲▲▲▲。住所、沖美町\_\_\_\_\_。所在地、沖美町三吉\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、1,003 m<sup>2</sup>。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「病弱により耕作困難なため、譲り渡す」。譲受人は「自宅に隣接しており、利便性が高いので、譲り受ける」ということでした。

以上のことから、この申請は適正であると思います。ご審議をお願いいたします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

清水委員 三高の清水です。申請通りなんですが、▲▲さんは三高でも皆が注目するほ

どの農業に熱心な方で、申請地番も▲▲さんの所有している畑と隣り合わせになっております。いろんなものを作っておられるんですが、あまり離れたところではなく、自分の畑の近くで農業をしたいということで、今回の畑を買われたそうです。以上です。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 異議が無いようでしたら、この3番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。以上で、3条の審議を終わりました。議案第60号の農地法5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 議案の12ページをご覧ください。議案第60号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。平成31年3月26日提出。江田島市農業委員会会長、大段幸雄。

13ページをご覧ください。番号1と番号2は関連した案件ですので、続けて説明をさせていただきます。

番号1。貸人●●●●。住所、広島市\_\_\_\_\_。借人▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、379㎡。

申請理由は賃貸借で、貸人は「借人の希望により、貸し付ける」。借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。番号2と併せて、パネル256枚、発電量44kwの設備を設置予定です。貸借期間は、20年間です。

続きまして、番号2。貸人■ ■ ■ ■。住所、広島市\_\_\_\_\_。借人▲▲▲▲。住所、広島市\_\_\_\_\_。所在地、能美町鹿川\_\_\_\_\_。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、533㎡。

申請理由は賃貸借で、貸人は「借人の希望により、貸し付ける」。借人は「太陽光発電設備設置のため、借り受ける」ということでした。番号1と併せて、パネル256枚、発電量44kwの設備を設置予定です。貸借期間は、20年間です。

ご審議をお願いいたします。

議長 この1番と2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

委員 能美町の田中です。今事務局が言われた通り、間違いございません。よろし

くお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この1番と2番の案件について、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。

議長 以上で、5条の審議を終わりました。議案第61号の非農地証明の申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案の18ページをご覧ください。議案第61号、非農地証明の申請について。農地法第2条第1項の規定により、次のとおり証明申請があったので、農業委員会の議決を求める。平成31年3月26日提出。江田島市農業委員会会長、大段幸雄。

19ページをご覧ください。番号1。こちらの案件は、さきほど3条ででたところとすぐ近くの場所になります。申請人住所、能美町\_\_\_\_\_。氏名、●●●。所在地、能美町中町\_\_\_\_\_。地番、〇〇番。地目、台帳、田。現況、原野。面積、469㎡。

申請理由は「平成元年頃まで稲作を行っていたが、その後は管理をしないまま現在に至り、雑木が茂って原野になっている」ということでした。地目変更のため、申請するものです。3月7日に、大段会長、田中委員、前城推進委員及び事務局で現地確認を行いました。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。事務局が言われた通り、3条で申請のあった土地のすぐ下で、現状はその通りでした。事務局の言われた通り、間違いございません。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 異議が無いようでしたら、この1番の案件につきまして、証明することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員証明することに異議が無いということですので、証明を可とします。以上で非農地証明の審議を終わりました、議案第 62 号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 はい。議案の 22 ページをお開きください。議案第 62 号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について依頼があったので、農業委員会の議決を求める。平成 31 年 3 月 26 日提出。江田島市農業委員会会長、大段幸雄。

25 ページをご覧ください。お手元にお配りしている、集積計画の現地写真を併せてご覧ください。

番号 1、利用権を設定する農用地、大字、能美町中町\_\_\_\_\_。現況地目、畑。面積、739 m<sup>2</sup>。利用権を設定する者。住所・氏名、能美町\_\_\_\_\_、●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所・氏名、広島市\_\_\_\_\_。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。使用貸借権。利用権の内容、果樹。始期、平成 31 年 4 月 1 日。終期、平成 40 年 12 月 31 日。期間は 9 年 9 ヶ月です。新規の案件です。

以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。なにかありますか。無いようでしたら、この 1 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

田中委員 申請人の方は、こちらに住まれるということですか。

事務局長 いえ、以前からこちらに通われているようでして、来月、3 条で所有権の移転の申請を出してこられるんですけども、その農地が一反に満たない農地なので、今回先に足りない面積分の農地について申請されるということでした。柑橘をずっと通いで栽培されているということでした。

田中委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いということですので、決定とします。以上で農地利用集積計画の決定についてを終わりました、議案第 63 号、農地法関係事務処理ガイドラインの改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案の 28 ページをご覧ください。1 年前にも同じように改正があって、議案として出させていただいたんですけども、広島県で作られているガイドライ

ンの一部改正がありましたので、それに付随して議案を出させていただきます。

議案第 63 号、農地法関係事務処理ガイドラインの改正について、広島県農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正が平成 31 年 3 月に行われたため、準用する江田島市農地法関係事務処理ガイドラインの変更につき、農業委員会の議決を求める。平成 31 年 3 月 26 日提出。江田島市農業委員会会長、大段幸雄。

29 ページからが、新旧対照表になっております。赤字がこの度の修正箇所となっています。主な改正点は、昨年農業経営基盤強化法と、農地法が一部改正されたことに伴い、農作物栽培高度化施設に関する特例です。これはハウスで底地をコンクリート張りした場合には、今まで転用しなければならなかったんですけれども、この特例を使うことにより、コンクリート張りをして水稻栽培等をされる場合でも転用をせずにできるというものになります。それに関する記述が追加されたことと、太陽光発電に関する転用に関して、必要書類が追加されたという点になります。農業委員会が必要と認める場合は、近隣の方からの同意書を頂くこともできる、という点になります。主にはその 2 点が改正点となります。以上で説明を終わります。

議長 この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見、ご質問はございませんか。

山田委員 関連した件で聞きたいのですが、今まで太陽光について申請を許可したことで、農業委員会へ苦情がきたことはないのでしょうか。

事務局長 今までは 1 度も苦情がきたことはないです。一応、正規の業者さんにおいてはそういった被害が起こらないように、決まった角度で太陽光パネルを設置することになっているので、本来はそういうことはないはずなんです。ネットではそういった案件があるということも確認できるのですが、江田島市ではそういった苦情を、今のところ受けていない状態であります。

山田委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 もしそういう申請があった場合は、事務局から、設置業者に対して、近隣住民への注意を心がけるように伝えてください。他に、ご意見、ご質問ありませんか。

委員 意見無しの声あり。

議長 無いようでしたら、このガイドラインの変更について、決定することに異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いということですので、決定とします。

#### 5 協 議 事 項

議長 続きますして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

事務局長

- ・平成31年度総会の開催日決定について
- ・平成31年度の農業委員会合同会議について
- ・人事異動について

#### 6 そ の 他

議長 他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了いたします。